

別表第1（第3条、第4条、第9条、第10条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付種目

種 目	基 準 額 (円)	対 象 者	性 能 等	耐用年数 (年)
便 器	4,900	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8
特 殊 マ ッ ト	21,560	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
特 殊 便 器	166,320	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
特 殊 寝 台	169,400	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
歩 行 支 援 用 具	66,000	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の 状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8
入 浴 補 助 用 具	99,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等が補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8
特 殊 尿 器	73,700	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
体 位 変 換 器	16,500	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5
車 椅 子	77,440	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5
頭 部 保 護 帽	13,380	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
電 気 式 た ん 吸 引 器	62,040	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
ク ー ル ベ ス ト	22,000	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	—
紫外線カットクリーム	41,580	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー（吸入器）	39,600	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
パルスオキシメーター	173,250	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストーマ装具（消化器系）	113,520	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストーマ装具（尿路袋）	149,160	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
人 工 鼻	128,700	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
チューブ型包帯	170,500	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	—